
弱視者に対する相談業務

－更生施設からのアプローチ－

日本ライトハウス第3生活訓練部

田辺正明*

はじめに

日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンター（以下、当センターと略す）は、知的障害を伴う視覚障害者を対象にした第1生活訓練部、慢性疾患や脳損傷等による視覚障害者を対象にした第2生活訓練部（以上、重度身体障害者更生援護施設）、視覚障害のみを受けた者を対象にした第3生活訓練部（視覚障害者更生施設）、紙器加工や金属加工の作業を行う授産部（身体障害者通所授産施設）、コンピュータ・プログラマー、機械工、電話交換手養成のための職業訓練を行っている職業訓練部、盲導犬の訓練を行う盲導犬訓練部、理療施術指導を行う盲人ホーム部、指導者の養成を行う養成部から構成されている。

生活訓練部では歩行訓練、コミュニケーション訓練、日常生活動作訓練の3つの訓練系を基本にした社会適応訓練を行っている。弱視者のための訓練は個人の見え方に応じた補助具の提供ができるよう平成元年より開始し、ルーペ、拡大読書器などの補助具の充実にも努めてきたが、特に近年弱視者用の拡大読書器が日常生活用具に指定されたこともあり、弱視者用の補助具に関する問い合わせが多くなってきた。障害者の補助具に関する相談業務の窓口は公的機関にも設けられているが、そこだけで対応できていないのが現状であり、民間の施設であっても専門領域に関しては公的な業務に近い状態で相談に対応しなければならない。

* たなべただあき 日本ライトハウス第3生活訓練部 〒538-0042 大阪市鶴見区今津中2-4-37
電話 06-6961-5521 FAX 06-6961-5524

そこで、当センターでは平成6年4月より弱視者の補助具に関する問い合わせがあった場合は相談のための時間を平日に確保し、業務として行うことにした。また、平成10年1月より相談者の便宜を考え相談日を毎週土曜日に設定し、補助具の相談だけでなく、社会適応訓練に関する助言も行えるだけの時間を確保することにした。その結果、平成11年1月までで合計156名に対する相談を受け入れた。

本稿ではこの実績を踏まえ、当センターで行っている相談内容、相談者の年齢、地域を検討することによって弱視者に対する相談の法的な意味合い、民間施設としてどこまで対応できるのか、あるいは対応しなければならないのかを検討することにした。

I. 弱視者用補助具の助成制度と相談窓口

弱視者用の補助具には弱視眼鏡、遮光眼鏡、ルーペ、拡大読書器などがあり、取得する際には障害者手帳を取得している弱視者に対しては行政機関から本人や家族の収入に応じた助成制度がある。助成を受けられる補助具は補装具と日常生活用具に分けられており、弱視眼鏡、遮光眼鏡は更生相談所で判定を受けて取得できるのに対し、拡大読書器は福祉事務所で本人が必要であると認められれば、198,000円を限度に助成を受け取得することができる。ルーペに関しては一般的には助成の制度はなく自費で購入しなくてはならない。

では、弱視者の補助具について相談する窓口が法的にどのように定められているのだろうか。平成2年に出された厚生省社会局長通知による、「『障害者の明るいくらし』促進事業（障害者社会参加促進事業）の実施について」の中に次のように定められている。

相談事業

（1）事業目的

身体障害者が社会に参加していくために生ずる様々な問題に、相談によって応える。

（2）事業内容

概ね次のような相談を行う。

- ア 就労に関する相談
- イ 結婚に関する相談
- ウ 介助に関する相談
- エ 福祉機器に関する相談
- オ 法律に関する相談
- カ 住環境に関する総合支援相談
- キ その他必要な相談

つまり、障害者としての弱視者が補助具に関する相談をしようと思えば障害者社会参加促進事業に基づいて設置されている相談窓口に行けばよいことになる。

Ⅱ. 日本ライトハウス視覚障害リハビリテーションセンターにおける弱視相談

1. 弱視相談の窓口の設置

当センターは入所および通所によって訓練を行う施設であって、身体障害者の各種の相談に応じる身体障害者福祉センター（A型）ではなく、障害者社会参加促進事業に基づいた相談事業を行っているわけでもない。しかし、その性質上視覚障害に関する各種の相談には様々な形で対応している。

そこで、当センターでは独自に弱視者に対して以下に示すような目的と内容をもって「弱視相談」と称して平成6年4月より無料での相談業務を行うことにした。

目的：

拡大読書器が日常生活用具に指定されたこともあり、当センターに入所の目的ではなく、弱視のための補助具の紹介を受けたい方が昨今増える傾向にある。従来より拡大読書器に関しては拡大読書器の販売会社から、ルーペに関しては医療機関から紹介されて来所されるケースがあり、今後とも対応を迫られる状況にある。

それらの方のために、今まで行われている当センターに入所するための更生相談に準じて弱視相談を行うことを検討した。

内容：

①弱視者用補助具の紹介。必要であれば2回までの使用訓練を行う。それ以上の使用訓練が必要であれば入所してもらった上で対応することを原則とする。

②ルーペ、単眼鏡は当センターの購買部で発注、販売をする（貸し出しはしない）。

③必要であれば当センターに入所のための更生相談を紹介する。

視野、視力の測定などの視機能評価は紹介された医師による視力、視野、眼疾患などの情報があればそれを参考にしている。また、それがない場合は可能であれば当センターで測定し参考にすることにしており、眼疾患に関しては本人の自己申告に基づいている。

補装具の判定に関しては、当センターは民間の施設であるため、たとえ適当な補装具を選定できても判定を行えないので、相談者の居住する自治体の更生相談所に連絡をとって依頼することにした。

2. ルーペ、単眼鏡の販売

弱視相談で適当な補助具が見つかってもらってもそれを入手するためには眼鏡店や文房具店などで購入しなければならないが、取り扱っている小売り店は少ない。そこで当センターでは弱視者の便宜を図るために販売までを弱視相談の業務とした。ルーペ、単眼鏡は医療用具の品目としての視力補正用眼鏡、視力補正用レンズにあてはまり、販売するためには都道府県知事に医療用具販売業の開設の手続きをしなければならないことが薬事法によって定められているため、当センターでは大阪府知事に届け出た上で販売を始めた。

現在はルーペの販売は弱視レンズ取扱店から直接相談者に販売してもらう形をとっており、購入したいルーペを相談者が決定したら当センターから製品名を弱視レンズ取扱店に連絡し、振込用紙をまず相談者に送付してもらい、振り込みが確認されたのちルーペを送付してもらうようにしている。

また、拡大読書器に関しては適当な機種が選定できれば、販売業者との合意の上で販売の仲介をすることにし、見積もりの依頼や発注の作業も行うことにした。遮光眼鏡や弱視眼鏡に関しては当センターでは加工技術、設備がないため、適切な眼鏡店を紹介することにした。

しかし、福祉事務所より助成を受ける際には、自治体によって補装具や日常生活用具を販売する業者を指定していることがあるため当センターで扱えない場合もある。そのような場合は適切な補助具の名称を記載した紹介状を書くようにし、当該の機関に相談者が持参してもらうようにした。

3. 相談者の内訳と考察

相談者の内訳を地域別に見ると当センターが大阪市内にあるため、表1のように大阪府下の大阪市以外の市町村に在住の相談者数は71名で全体の45.5%、大阪市が46名で全体の29.5%、府全体で見ると全体の75%を占めており、当センターが大阪府内の地域福祉に重要な役割を果たしていることが分かる。そのほかの自治体は兵庫県や奈良県、京都府と続くが、これは当センターが公立の機関でないため近隣の様々な自治体からの相談者を受け入れることができるからであり、他の自治体にはない社会資源を当センターが提供しているからではないかと思われる。また、年度による増減をグラフにしてみると図1のように大阪府（大阪市以外）の相談者数は毎年増加しており、大阪府内では弱視相談の存在が知られつつあると考えていいのではなかろうか。

表1 相談者数の地域別内訳

	H 6	H 7	H 8	H 9	H10	合計	比率
大阪府 (大阪市以外)	6	11	12	16	26	71	45.5%
大阪市	6	1	7	12	20	46	29.5%
兵庫県	2	0	7	5	1	15	9.6%
奈良県	2	1	1	5	3	12	7.7%
京都府	1	0	2	1	2	6	3.8%
香川県	1	0	0	0	2	3	1.9%
滋賀県	0	0	1	0	1	2	1.3%
和歌山県	0	0	0	0	1	1	0.6%
合計	18	13	30	39	56	156	100%

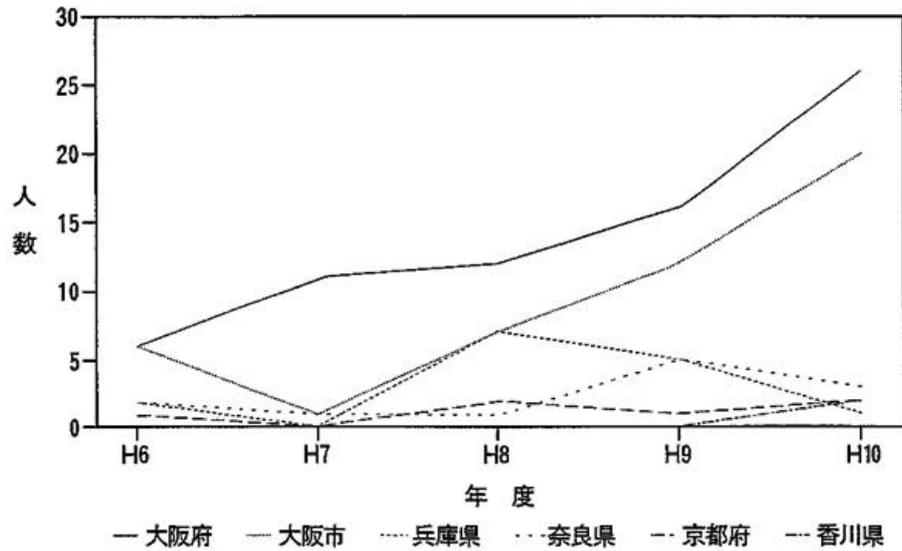


図1 年度による地域別相談者数の増減

相談者数の合計は平成6年度は18名、平成7年度は13名でそれほど多くはない。年齢の分布で一番多い年齢層は平成6年は41歳から50歳、61歳から70歳がそれぞれ4名(図2)、平成7年は11歳から20歳が3名となっており(図3)、年齢の分布にはばらつきがある。

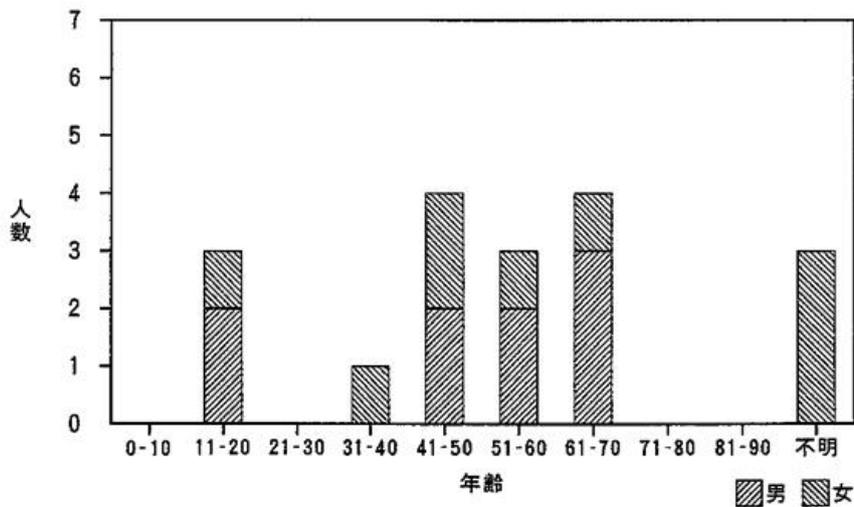


図2 平成6年度年齢別内訳

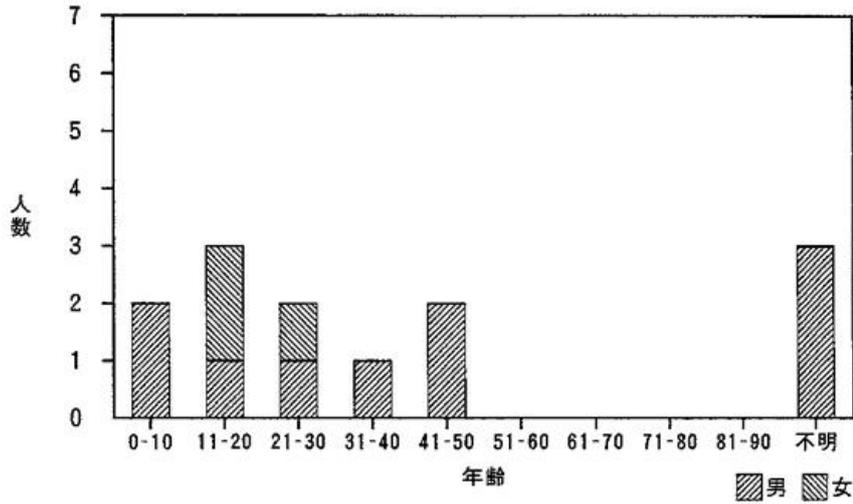


図3 平成7年度年齢別内訳

弱視相談を開始して3年目を迎えた平成8年度は30名となり、相談業務がある程度定着した時期ではなかろうか。平成9年度に於いても39名と微増していることをみると相談業務が根付いていると考えられる。平成8年度で一番多い年齢層は61歳から70歳が7名（図4）、平成9年度では51歳から60歳が10名となっており（図5）、中高年齢層の相談者数が多くなっている。

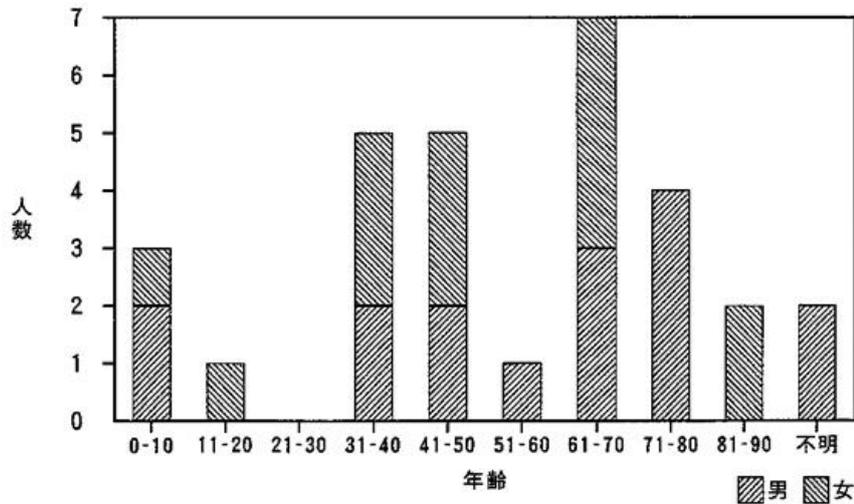


図4 平成8年度年齢別内訳

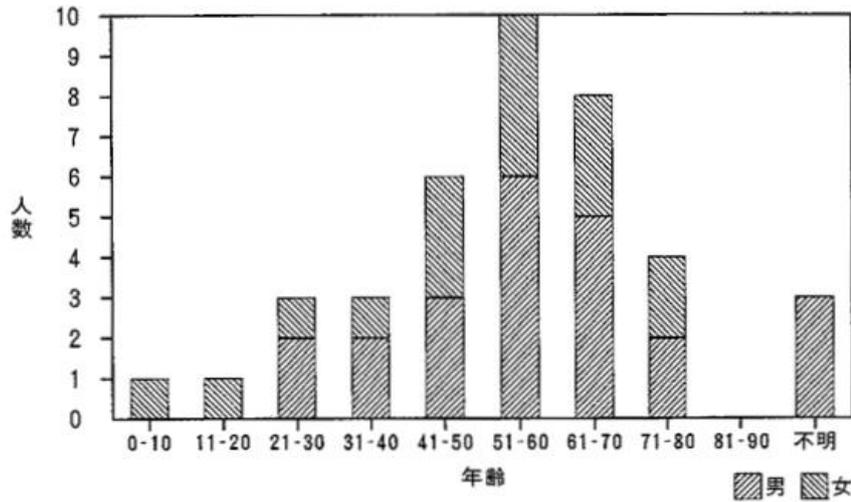


図5 平成9年度年齢別内訳

平成10年度になると図6に示したようにほとんどの年齢層において増加しているが、これは弱視相談が5年目を迎え、病院関係者などに当センターが補助具の相談を行っているということがある程度浸透してきたこと、また、土曜日に相談日を設定したため来所しやすくなったことなども原因と考えられるのではなかろうか。

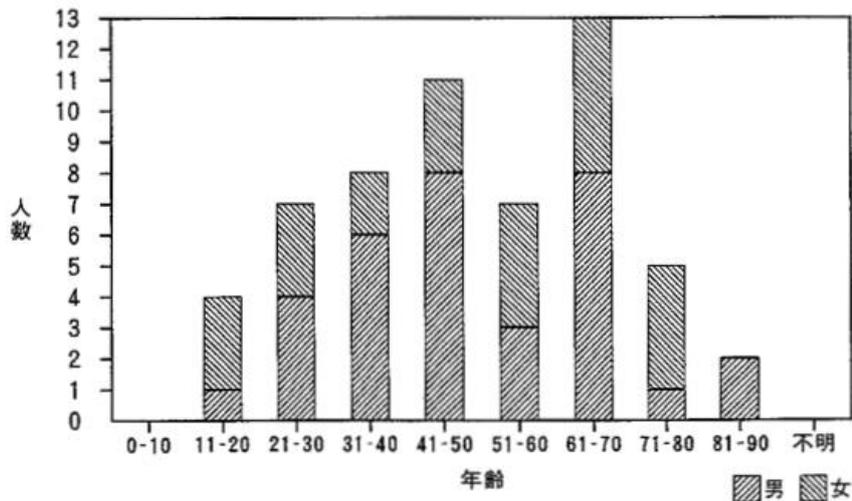


図6 平成10年度年齢別内訳

また、全体で見ると図7に示したように61歳～70歳までが32名と一番多く、41歳から50歳までが28名、51歳～60歳が21名と続いている。当センターは成人を対象にした施設であるが10歳以下の児童が合計6名来所しており、教育相談的な色彩も帯びていることが分かる。なお、年齢が相談時に記載されていなかった場合は不明とした。また、平成6年度から平成10年度の間に弱視相談を受けた者の中でその後当センターの社会適応訓練を希望し、入所したケースが平成10年度になって3名出ている。これは弱視相談で社会適応訓練の存在を知り、訓練を受けるきっかけともなったのではなかろうか。

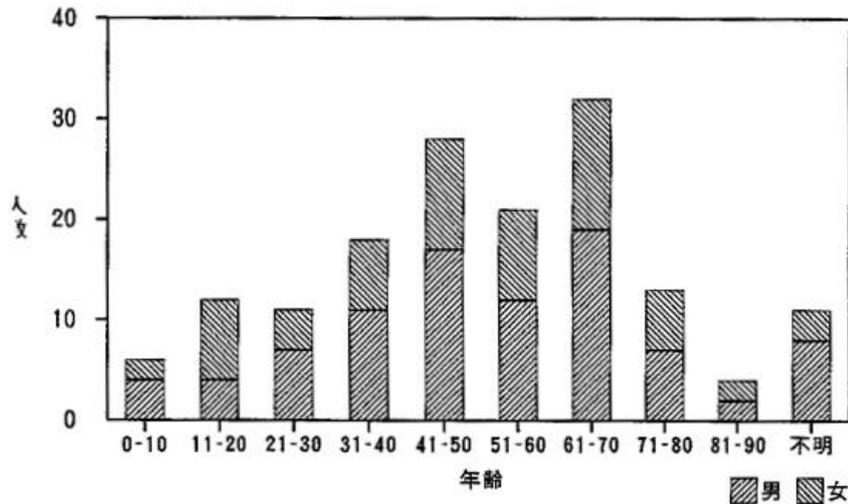


図7 全体の年齢別内訳

おわりに

当センターに開設した弱視相談も5年を過ぎようとしており、大阪を中心としたさまざまな年齢層の弱視者に対する相談を受け入れ、補助具や社会適応訓練に関する助言を行ってきた。また、利用者の便宜を考え土曜日に相談日を設定することで利用者数の増加も見られた。さらに、無料で相談業務を行っていること、大阪府内の相談者が増加していることは地域に開かれたリハビリテーションセンターとしての役目も果たしていると思われる。しかし、当センターは相談業務を主たる目的とした施設ではなく、身体障害者手帳を取得した視覚

障害者に、入所あるいは通所による訓練を行うことを前提として運営されているため、民間の施設の宿命であるが、弱視相談を経営面からどう位置付けていくかが今後の課題となる。しかし、弱視者に対する有効な社会資源が当センターにあって、それを必要とする人々が来所される限りこの相談業務を続けていくことが我々の責務であろう。

引用・参考文献

- 青木成美・小川朋子 1995 東京都心身障害者福祉センターにおける弱視相談の現状. 弱視教育, Vol 33, No. 2, 14-16.
- 厚生省社会・援護局更生課 1995 身体障害者福祉関係法令通知集<平成7年度版>. 第1法規出版株式会社.
- 齊藤勲 1995 薬事法・薬剤師法の手引き. 薬業時報社.
- 田辺正明・歓喜仁美・貫名香枝・呉雅美 1997 ロービジョン者の近見用補助具について—視力光覚以上0.01以下のケース—. 日本視能訓練士協会誌, 第25巻, 119-126.
- 渡辺文治・伊藤好行・高瀬清 1993 神奈川におけるロービジョン相談. 弱視教育, Vol 31, No. 3, 9-13.

<インフォメーション1 CD>

梯剛之 プレイズ ショパン 1999年5月 ¥3059 KING RECORDS

「バラード 第1番 ト短調 作品23」他、全6曲

<インフォメーション2 図書>

障害学への招待—社会、文化、ディスアビリティ (石川准・長瀬修編著)

1999年3月 ¥2800+税 明石書店